

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
1	実施方針	4	第2章	1.	(5)		災害時に対応できる施設	「災害時に地域にエネルギーを供給できる施設とする」との記載がありますが、「地域」および「供給するエネルギー」について具体的な想定をご教示ください。	地域とは、地域貢献施設を羽島市において緊急避難場所として指定する予定であるため、避難してくる地域住民のことを想定しています。また、供給エネルギーについては、電気等の供給を想定していますが、提案の範囲とします。	
2	実施方針	6	第2章	1.	(12)		事業期間終了後の措置	事業期間中に大規模改修工事を実施することは想定していませんが、長期にわたり改修を必要としない建物仕様を想定しているのでしょうか。またその設計費用に反映しておりますでしょうか。	事業期間中の大規模改修工事は想定していません。なお、仕様や費用は提案の範囲とします。	
3	実施方針	6	第2章	1.	(13)	1)	(7)	複合施設の建設に関する業務	「③近隣対応（民間事業者が対応すべき範囲）」とありますが、具体的に想定されている対応事項についてご教示ください。	要求水準書（案）設計・建設業務39ページ「3施工」に示す内容等を想定しています。
4	実施方針	6	第2章	1.	(13)	1)	(4)	事業の対象となる業務範囲	関連施設での運営業務について、SPCから委託を受けたごみ焼却施設運転会社からの再委託をお認めいただけますでしょうか。	認めます。ただし、再委託の場合には、あらかじめ書面により組合の承諾を得るものとします。
5	実施方針	7	第2章	1.	(14)		民間事業者への支払	運営委託費の支払い条件について、支払額が平準化される場合主要機器の更新が重なる年度にてコストが委託費を上回り運営事業者が赤字を計上することとなります。従いまして、運営事業者の安定した施設運営を考慮し、委託費は平準化するのではなく各年度毎の変動を許容していただける支払条件の設定をお願い致します。	各年度ごとの支払金額の変動は仕方がないものと想定しています。ただし、年度間の金額差が大きくなりすぎないように修繕計画等をご検討ください。	
6	実施方針	10	第3章	2.			募集及び選定の手順	現地見学会が6月下旬～7月上旬となっておりますが、事業者としては、極力早い段階で現地状況を確認し、提案内容へ反映させたいと考えます。つきましては、入札公告後のなるべく早い時期（5月上旬頃まで）に現地見学会を実施頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。	
7	実施方針	10	第3章	2.			募集及び選定の手順	対面的対話が8月下旬となっておりますが、もう少し早い時期（7月中など）に実施頂けないでしょうか。対面的対話と事業提案書提出の間が短いと、対話の結果を提案内容に十分に反映させる事が困難と考えます。	ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。	
8	実施方針	13	第3章	4.	(1)	5)	応募者の構成等	「本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業（下請企業を含む）のうち、関係市町に本店を置く地元企業を、各市町において1社以上含むこと。なお、地元企業が行う業務は限定しない」とありますが、地元企業は必ずしもP14（2）応募者等の参加資格要件を満たす構成企業（構成員・協力企業）とする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	実施方針	13	第3章	4.	(1)	5)	応募者の構成等	地元企業は必ずしもP14（2）応募者等の参加資格要件を満たす構成企業（構成員・協力企業）とする必要はない場合、地元企業名は事業実施時に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格審査書類において、同要件を満たす地元企業のリスト及びその地元企業による参加する旨の誓約書の提出を求める予定です。なお、地元企業のリストは、参加資格要件を確認するためであることから、全件リストである必要はありません。	

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
10	実施方針	13	第3章	4.	(1)	5)	応募者の構成等	地元企業については、他の応募グループへの参加、重複もお認めいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	当該地元企業が構成員又は協力企業に含まれない場合については、ご理解のとおりです。
11	実施方針	13	第3章	4.	(1)	5)	応募者の構成等	「本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業（下請企業を含む）のうち、関係市町に本店を置く地元企業を、各市町において1社以上含むこと。」とありますが、特別目的会社への出資を行わない下請企業は、実施方針1頁「第1章 用語の定義」に記載される協力企業であると理解してよろしいでしょうか。	下請企業は、構成員や協力企業とは異なり、組合から直接業務を請け負う者から、その一部業務を請け負う者となります。
12	実施方針	13	第3章	4.	(1)	5)	応募者の構成等	「地元企業が行う業務は限定しない」とありますが、工事の請負や業務の受託先以外、建設期間中の建設資機材の調達先や運営期間中の物品の調達先等、本事業に携わる企業であれば、応募者を構成する企業として認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	14	第3章	4.	(2)	1) (シ)	応募者等の参加資格要件(配置期間と技術者分野)	「・・・又は有資格者や技術者を配置できない者」とありますが、設計・建設業務の内、建築設計に関わる技術者の配置期間と技術者の分野をご提示下さい。配置期間の具体としては、設計期間（基本、実施）、工事監理期間、運営期間と大別した場合、どの期間に技術者を配置する必要がありますでしょうか。また、同様に建築の設計技術者の分野の具体としましては、意匠、構造、設備（電気及び機械）の各分野毎に技術者の配置が必要でしょうか。	実施方針記載のとおりとします。ただし入札公告での入札説明書に示す参加資格要件をご参照ください。
14	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2) (7) ②	建築物等の設計・建設を行う者の要件	「建築物等の設計業務を実施する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。」とありますが、弊社は貴組合構成市町に対し、本社より入札・契約に関して委任された支店が入札参加資格登録を行っており、支店にて入札参加を予定しています。この場合、入札参加資格登録を除く建設実績、建設業法関連の建設業許可や経営事項審査の評点、一級建築士事務所登録などの参加条件は、入札参加者（支店）への委任元である本社が備えていることで満足すると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2) (7) ③	建築物等の設計・建設を行う者の要件	設計実績とは、いわゆる元請け（発注者と直接の契約にて受注した設計実績）と解してよろしいでしょうか。また、設計実績を証明する書類としてPUBDIS登録証他、契約書、発注仕様書及び図面の写しも実績証明書類に該当するのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段はコリンズを基本としていますが、確認が出来ない場合は、提案のうち、PUBDIS登録証又は契約書にて確認できる場合は可とします。
16	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2) (7) ⑤	建築物等の設計・建設を行う者の要件	「建築物等の建設業務を実施する者は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。」とあります。当該企業が代表企業の1次下請である場合、当該企業は建設業法上の監理技術者ではなく主任技術者を配置することになります。その場合、当該企業が配置する技術者については一級建築施工管理技士の資格のみ有すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2) (7) ⑤	建築物等の設計・建設を行う者の要件	「直接かつ連続して3か月以上雇用している者」である証明は、健康保険証等の写しで宜しいでしょうか。	よろしいです。ただし、健康保険証等については、会社名が記載されているなど雇用関係が確認できるものに限りです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
18	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2)	(7) ⑥	建築物等の設計・建設を行う者の要件	「建築物等の建設業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章1.（6）に規定する処理方式に限る）の建設を担当した実績があること。」とありますが、左記実績は元請実績ではなく、1次下請実績でもよろしいでしょうか。	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであることとします。また、下請けとしての実績の場合は、プラントメーカーの一次下請けとして、工事の主たる部分を担当したものとします。
19	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2)	(7) ⑥	建築物等の設計・建設を行う者の要件	上記の質問に関連して、1次下請実績での実績確認を行う場合で、元請企業からの発注仕様書及び契約書または注文書、注文請書にて実績証明すればよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし、元請企業からの実績証明は、契約書及び発注仕様書とします。
20	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2)	(7) ⑥	建築物等の設計・建設を行う者の要件	上記の質問に関連して、1次下請実績での実績確認を行う場合で、JVにて建設工事を請負っている場合、実績として御認めいただけますでしょうか。	No18の回答をご参照ください。
21	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2)	(7) ⑥	建築物等の設計・建設を行う者の要件	上記の質問に関連して、1次下請かつJVでの建設実績をお認めいただける場合、JV出資比率による制限はありますでしょうか。	No18の回答をご参照ください。
22	実施方針	15	第3章	4.	(2)	2)	(7) ⑥	建築物等の設計・建設を行う者の要件	「建築物等の建設業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章1.（6）に規定する処理方式に限る）の建設を担当した実績があること。」とありますが、応募する処理方式と必ずしも同一である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(1) ④	プラントの設計・建設を行う者の要件	「清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。」とありますが、配置予定の監理技術者を複数人提出し、その中から工事着手時に選任してもよろしいでしょうか。	可とします。
24	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(1) ④	プラントの設計・建設を行う者の要件	「直接かつ連続して3か月以上雇用している者」である証明は、健康保険証等の写しでよろしいでしょうか。	よろしいです。ただし、健康保険証等については、会社名が記載されているなど雇用関係が確認できるものに限りです。
25	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ) ①	運営・維持管理業務を行う者の要件	入札参加資格は、建設工事（清掃施設工事、等）、役務提供、いずれかに登録されていれば良いと理解してよろしいでしょうか。	入札参加資格は、建設工事又は委託・その他のうち、実施する業務に合わせて登録がされていることとします。
26	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ) ②	運営・維持管理業務を行う者の要件	運転実績及び運転管理、維持管理の総括的な責任者の配置を求められていますが、SPC設立が要件づけられたDBO事業が多いため、代表企業が直接運営事業を受託する契約形態は少なく1社にてすべての要件を満たすことは困難です。運転業務単体については、「応募者の構成員が出資したSPC」から構成員の運転子会社に発注する事例が多いため、一般廃棄物処理施設の運転・維持管理業務を元請として受託したSPCに過半を出資した企業が本要件を満たすことをお認めいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。
27	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ) ②	運営・維持管理業務を行う者の要件	「一般廃棄物処理施設（第2章1.（6）に規定する処理方式に限る）の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。」とありますが、運転実績の期間については1年間あれば要件を充足するものと考えてよろしいでしょうか。	運転実績の期間は、1年間以上とし、入札公告における入札説明書で示します。なお、運転実績がある証明書類については、契約書の写しなどを提出してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
28	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ)② 本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	②にて、「運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること」とあります。実績期間についての記載がございませんが、極端な例ですが1日でも運転実績があれば要件を満たすことになるのでしょうか。	No27の回答をご参照ください。
29	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ)③ 運営・維持管理業務を行う者の要件	1炉当たり65t/日以上かつ構成が2系列以上の施設（1年以上の稼働及び1系列当たり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）とありますが、連続運転実績の証明は、稼働証明書もしくは日報・月報をご提出することによろしいでしょうか。	No27の回答をご参照ください。
30	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ)③ 運営・維持管理業務を行う者の要件	配置予定の現場統括責任者を複数人登録し、その中から人選してもよろしいでしょうか。	可とします。
31	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ)④ 運営・維持管理業務を行う者の要件	「本件施設の運営・維持管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。」とありますが、ここでいう「資格者」とは③で言及されている廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）と考えてよろしいでしょうか。	主に要求水準書（案）運営・維持管理業務編P14表2.1維持管理・運営必要資格（参考）に示す資格を指しますが、提案内容に合わせて必要な有資格者の配置をお願いします。
32	実施方針	16	第3章	4.	(2)	2)	(ウ)④ 運営・維持管理業務を行う者の要件	「本件施設の運営・維持管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。」とありますが、要求水準書（案）運営・維持管理業務編P14表2.1維持管理・運営必要資格（参考）にて示されている資格を指す場合、入札参加資格申請時にこれらの資格者を全て確定させることは困難であるため、事業実施時に資格者を配置することの誓約書のご提出をもって代えさせていただけないでしょうか。	可とします。なお、様式は、入札公告での入札説明書等で示します。
33	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(エ) 残さの運搬を行う者の要件	本業務を担当する企業については、入札公告後の要求水準書など各種要件を確認したうえで、貴組合にとって最適なお提案を検討してまいります。そのため提案事項と調整が必要となることから、本業務に関する構成企業の開示については、提案書提出時（令和4年9月下旬）とさせていただけないでしょうか。	少なくとも1社は、参加資格要件を満たすことができる書類の提出を求めます。なお、2社以上については、同要件を満たす参加可能な企業のリスト及びその企業の参加する旨の誓約書でも可とします。また、企業のリストは、全件リストである必要はありません。
34	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(エ) 残さの運搬を行う者の要件	②、③の要件についてそれぞれ「運営開始時に・・・」とあります。入札参加資格審査時点においては、①の要件のみを満たせばよいとの認識でよろしいでしょうか。	No33の回答をご参照ください。
35	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(エ)① 残さの運搬を行う者の要件	「関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。」とありますが、登録すべき営業種目は競争入札参加資格営業種目コード(003:委託・その他)における「廃棄物処理 453 一般廃棄物収集運搬」との理解でよろしいでしょうか。もしくは、(003:委託・その他)の営業種目は問わず、構成市町中いずれか1自治体へ指名参加登録をしていただければよろしいでしょうか。	営業種目コードについては、委託・その他として営業種目は問いません。また、関係市町のいずれか1団体への入札参加資格の登録により要件を満たします。
36	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(エ)② 残さの運搬を行う者の要件	「運営開始時に残さ運搬業務を実施するために必要十分な施設（残さを運搬するための車両等）を所有していること。」とありますが、当該要件を証明する書類としては使用予定の車両検査証の写しを以て充足するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問・意見内容	回答
37	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(エ) ②	残さの運搬を行う者の要件	「運営開始時に残さ運搬業務を実施するために必要十分な施設（残さを運搬するための車両等）を所有していること。」とありますが、入札参加資格申請時に車両を保有していない場合は、購入予定の車両の概要が分かる書類をご提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(エ) ③	残さの運搬を行う者の要件	「運営開始時に残さ運搬業務を実施するための必要な許認可を取得していること。」とありますが、当該許認可は運送業許可を指すものと理解してよろしいでしょうか。通常、自治体からの委託業務の場合は、一般廃棄物収集運搬業許可は不要と考えます。	ご理解のとおりです。
39	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(オ)	残さの資源化等を行う者の要件	本業務を担当する企業については、入札公告後の要求水準書など各種要件を確認したうえで、貴組合にとって最適なお提案を検討してまいります。そのため提案事項と調整が必要となることから、本業務に関する構成企業の開示については、提案書提出時（令和4年9月下旬）とさせていただけないでしょうか。	少なくとも1社は、参加資格要件を満たすことができる書類の提出を求めます。なお、2社以上については、同要件を満たす参加可能な企業のリスト及びその企業の参加する旨の誓約書でも可とします。また、企業のリストは、全件リストである必要はありません。
40	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(オ) ①	残さの資源化等を行う者の要件	「関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。」とありますが、登録すべき営業業種は競争入札参加資格営業種目コード(003:委託・その他)における「廃棄物処理 450 一般廃棄物処理」との理解でよろしいでしょうか。もしくは、(003:委託・その他)の営業種目は問わず、構成市町中いずれか1自治体へ指名参加登録をしていればよろしいでしょうか。	営業種目コードについては、委託・その他として営業種目は問いません。また、関係市町のいずれか1団体への入札参加資格の登録により要件を満たします。
41	実施方針	17	第3章	4.	(2)	2)	(オ) ③	残さの資源化等を行う者の要件	「提案する残さの資源化等施設において、残さ資源化等業務を実施するための必要な許認可を取得していること。」とありますが、当該許認可は一般廃棄物処理施設設置許可を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	18	第3章	6.	(2)	1)		特別目的会社の設立	「特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない。」とありますが、運営開始時までは代表企業の支店など関係市町外に本店を置くことをご認めいただけないでしょうか。	認めることとし、入札公告における入札説明書で示します。
43	実施方針	18	第3章	6.	(2)	1)		特別目的会社の設立	「特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない。」とありますが、運営期間中に限って、本件施設内に無償で本店を設けさせていただけないでしょうか。特別目的会社の借賃が不要となり、事業費の低減に繋がると思慮いたします。	不可とします。
44	実施方針	18	第3章	6.	(2)	1)	(エ)	特別目的会社の設立	「特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない」とありますが、複合施設竣工後に特別目的会社の本店所在地を本件施設に移転する事は可能でしょうか。それにより事務所賃貸料等コストを抑制することができると考えます。	No43の回答をご参照ください。
45	実施方針	20	第4章	4.	(4)			地域への貢献	複合施設周辺の住民や、地元企業との信頼性の構築はどのような尺度で評価するのでしょうか。	評価に関しては、入札公告において落札者決定基準書に示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
46	実施方針	23	第7章	1.	(3)		民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「事業契約が解除となる場合に組合に生じた損害を賠償しなければならない。」とありますが、当該損害賠償義務は帰責事由のある企業が負うものと理解してよろしいでしょうか。応募者全員の連帯債務とすることは過度なリスクであると考えます。例えば建設工事に参画する構成員および協力企業が、建設工事請負契約に基づく各自の債務を連帯して負うことは理に適っていると考えますが、直接関与しない運搬業務、資源化業務における債務まで連帯して保証することは、過大なリスクとなり、運搬業務、資源化業務を行う企業が、自らが当事者とはならない建設工事における債務を連帯することも、同じく過大なリスクであると考えます。構成員・協力企業の確保の観点からも、構成員および協力企業については自らが契約当事者となる業務委託契約の範疇でそれぞれが責任及び債務を負う契約となるよう、ご考慮いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。なお、入札公告において各契約書（案）に示します。
47	実施方針	-	添付資料2				事業範囲	「※1：搬出に際して、羽島市の委託業者による積込及び本件施設による計量に協力すること」とありますが、具体的にどのような協力が必要かについてご教示ください。	焼却残さの積込及び計量、搬出に関して必要な事項を想定しています。
48	実施方針	-	添付資料2				事業範囲	「※2：運搬（処理・処分含む）については、羽島市で委託する運搬事業者が実施するため、当該費用のみを運営事業者で負担すること。」とあります。 1) 「羽島市で委託する運搬事業者」は羽島市様にて決定されるものと推察しますが、どのようなスケジュールで決定されるご予定かご教示ください。 2) 当該運搬の実施にあたり「羽島市で委託する運搬事業者」及び羽島市様と運営事業者間で、残さ運搬業務委託契約同様の三者間での契約締結は発生するかについてご教示ください。契約行為がない場合、「当該費用のみを運営事業者で負担すること」とありますが、関与しない業務の費用負担を行う事に違和感があります。	1) については、毎年度、羽島市において入札等により決定します。 2) については、ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。
49	実施方針	-	添付資料2				事業範囲	図中の※2について、「～当該費用のみを運営事業者で負担すること」とありますが、羽島市が別途入札等によって事業者を選定する業務であり、本事業参加者がコントロールできない費用です。また、羽島市選定の運搬企業の与信調査をすることなしに、その債務を入札参加者が入札時に見越して入札金額を決定することは極めて困難であると考えます。つきましては、本事業における事業者の業務範囲は積込までとし、羽島市一般廃棄物最終処分場への運搬は業務範囲外としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。No48と同様に、入札公告における入札説明書で示します。
50	実施方針	-	添付資料2				事業範囲	上記質問に関連して、羽島市一般廃棄物最終処分場への運搬費及び処分費を入札金額に含める場合、入札条件の統一の観点から、当該運搬費及び処分費の単価をご指定いただきますようお願いいたします。	No49の回答をご参照ください。
51	実施方針	-	添付資料3				契約スキーム	上記質問に関連して、羽島市一般廃棄物最終処分場への運搬を事業範囲に含める場合、羽島市が別途入札等で選定する運搬事業者と貴組合、および運営事業者の契約関係についてご教示願います。	No49の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
52	実施方針	-	添付資料4			12	制度関連リスク 交付金	「事業者事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。」のリスク分担が事業者となっておりますが、事業者事由とは具体的にどのような事由を想定されているのでしょうか。また、そのリスク分担とはどのような想定をされていますでしょうか。	事業者事由により想定の出來高が不足した場合、事業者作成書類に不備があった場合、事業者提案が不履行だった場合などを想定しています。
53	実施方針	-	添付資料4			14 15	周辺住民への対応	周辺住民への対応において、現在、地域住民の要望はあるのでしょうか。また入札後に地域住民の要望が追加又は変更された場合の追加費用等については設計変更対応となりますでしょうか。	地域住民の要望も踏まえて要求水準書(案)等を作成しています。また、入札後の要望については、その理由や内容によります。No54の回答もご参照ください。
54	実施方針	-	添付資料4			15	周辺住民への対応	「事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。」が事業者リスクとされており、どのようなケースを想定しているかご教示ください。	事業者による地質調査、工事計画、施工計画、運営計画等に基づくもので、現段階で具体的に想定している事象はありません。
55	実施方針	-	添付資料4			16	社会リスク 環境保全	「事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音・振動・悪臭・有害物質の排出等）への対応。」のリスク分担が事業者となっておりますが、具体的には保証値を超えた場合の対応との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	実施方針	-	添付資料4			20 21	経済リスク 物価変動リスク	事業者リスクに「一定範囲」とありますが、具体的数値をご教授ください。 特に建設工事期間が4年と長く、工事初期に手配する建築材料などは、単品スライドの適用などもご検討頂ければと考えます。	入札公告での建設工事請負契約書(案)に示します。
57	実施方針	-	添付資料4			21	物価変動	物価変動において一定範囲内の物価変動による事業者の費用の増減に関するリスクは事業者の負担としておりますが、一定範囲内とはどの範囲でしょうか。予定価格については、昨今の物価変動を考慮したものとなっておりますでしょうか。	入札公告での入札説明書や各契約書(案)に示します。予定価格については、物価や市況を考慮しております。
58	実施方針	-	添付資料4			25	不可抗力リスク	計画段階で想定されない暴風などの自然災害や戦争などの人為的な現象による不可抗力において一部に事業者の従負担としておりますが、事業者側の不可抗力であることからリスクは回避できるものと考えておりますが、いかがでしょうか。	リスク分担(案)に記載のとおりとします。
59	実施方針	-	添付資料4			32	用地の瑕疵リスク	「事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等。」は組合様のリスク分担となっておりますが、 1) 下記は別途工事と考えてよろしいでしょうか。 ① 土壌汚染調査（土壌汚染対策法にかかる調査及び土壌ダイオキシン類調査） ② 土壌汚染対策工事（土壌汚染があった場合の汚染土の処理費・運搬費、拡散防止措置等の土壌汚染対策工事） ③ 条件提示のない地下埋設物の処理 2) 上記①～③が必要となった場合、費用及び工期はご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
60	実施方針	-	添付資料4				33	地盤・地質リスク	「当初調査では予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合。」は組合様のリスクとなっていますが、入札公告でご提示いただける資料から予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合、その対応に必要な費用及び工期はご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告では地質調査報告書を提示する予定としていますので、それら報告書や他の公告資料から予見不可能なものについては、ご理解のとおりです。
61	実施方針	-	添付資料4				51	施設改修等リスク	組合様リスク範囲において「ごみの質・量に起因するリスクを除く」との記載がありますが、施設の改修が必要となるごみの質・量の変動については、事業者リスク範囲外と考えますので、当該文言の削除につきご検討願います。	ごみ質・量におけるリスクについて、協議を伴う著しい変動の範囲は、入札公告での契約書(案)等で示します。
62	実施方針	-	添付資料4				54	ごみ等の質・量に関するリスク	「当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。」が事業者リスクとされており、想定されている範囲をご教示ください。また、軽微とは具体的にどの程度の質・量の変動を想定されているかご教示ください。	ごみ質・量におけるリスクについて、軽微な変動の範囲は、入札公告での契約書(案)等で示します。
63	実施方針	-	添付資料4				57	土壌汚染	「本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの。」が、事業者リスクとされおりましたが、どのようなケースを想定しているかご教示ください。	事業者の設計・建設業務や運営・維持管理業務に起因して発生した土壌汚染を想定していません。
64	要求水準書(案)設計・建設業務編	3	第1章	第1節	6	2)	(3)	工事計画	「工事状況をホームページ上で随時更新すること。」との記載がありますが、更新頻度については掘削工事開始等のトピックス毎とし、トピックスが頻繁に発生する期間は1ヵ月毎の更新としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、トピックスが頻繁に発生する期間は、その内容に応じて更新頻度を別途協議します。
65	要求水準書(案)設計・建設業務編	4	第1章	第1節	7	5)		敷地周辺設備	「各種取合点は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」を参照のこと。」とありますが、ユーティリティ(上下水・電気・電話)の取合い位置をご教示ください。	上下水の取合点は、記載の上水及び下水の配管ライン上で貴社で設定してください。電気及び電気の取合点は、今後敷設される予定ですので、現状確定していません。
66	要求水準書(案)設計・建設業務編	4	第1章	第1節	7	5)		敷地周辺設備	受電点(電力会社との取合点)、井水と上水、下水道との取合点および都市ガス(中圧B)との取合点をそれぞれご教示願います。	受電点及び上下水の取合点はNo65の回答をご参照ください。都市ガスは組合で配管についての情報は保有していませんので、事業者側で問い合わせてください。また、井水は井水設備を事業者で設置してください。
67	要求水準書(案)設計・建設業務編	4	第1章	第1節	7	5)	(2)	用水	「井水又は上水(可能な限り井水を利用する計画とすること。)*近隣井戸への影響を考慮し、過剰な取水を行うことがないよう配慮すること。」とありますが、「過剰な取水」について数値的な制限があればご教示願います。	取水制限はありませんが、近隣井戸への影響を十分に考慮して、取水を行ってください。
68	要求水準書(案)設計・建設業務編	4	第1章	第1節	7	5)	(2)	用水	プラント用水および生活用水として井水の記載がありますが、建設期間中の工事用水としても井水を利用して問題ないでしょうか。	問題ありませんが、利用にあたってはNo67の回答をご参照ください。
69	要求水準書(案)設計・建設業務編	6	第1章	第2節	1	2)	(1)	ごみの概要	「②破碎残さ可燃物」とありますが、どのような性状のものでしょうか、ご教示ください。	可燃性粗大ごみの破碎物から金属類等を回収した後の残さです。
70	要求水準書(案)設計・建設業務編	6	第1章	第2節	1	2)	(2)	組成	売電単価計算に用いるため、バイオマス比率もしくはその参考となるごみ組成(紙・布類/ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類/木・竹・藁類/厨芥類/不燃物類/その他)を入札公告時にご提示いただけないでしょうか。	令和2年3月の次期ごみ処理施設整備基本計画(改定版)34ページ表3-12をご参照ください。なお、入札公告における要求水準書にも追加します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
71	要求水準書(案)設計・建設業務編	8	第1章	第2節	8	3)	場外余熱利用施設	「場外余熱利用施設 電気、温水」とありますが、場外余熱利用施設とは地域貢献施設を示すという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書(案)設計・建設業務編	12	第1章	第2節	11	1)	処理生成物基準	羽島市一般廃棄物最終処分場において主灰の受入基準に溶出基準を設けているでしょうか。また、これまで測定されたデータがありましたら、薬液注入の有無を含めてご提示願います。	要求水準書(案)を満足するものとしてください。
73	要求水準書(案)設計・建設業務編	12	第1章	第2節	11	1)	処理生成物基準	資源化等を行う焼却残さについて、資源化等施設での受入基準を満足する場合は、必ずしも本項目に記載の溶出基準および含有基準を満足する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を満足するものとしてください。
74	要求水準書(案)設計・建設業務編	13	第1章	第2節	11	3)	焼却灰の基準	焼却灰(主灰)の熱しゃく減量測定に際し、水和物の影響のない主灰シュートでサンプリングすることとしてよろしいでしょうか。	熱しゃく減量の測定は、平成2年衛環第22号 別紙2に記載の測定方法を基本とします。
75	要求水準書(案)設計・建設業務編	13	第1章	第2節	12	5)	(3) 排水対策	「屋根雨水は積極的に利用し、その他場内雨水は放流可能な水質を確保した上で、河川放流すること。」とありますが、 1) 雨水放流の水質基準をご教示願います。 2) 雨水放流先をご教示願います。	1) 雨水放流による水質基準はありませんが、環境影響評価書における適切な濁水流防止対策を講じてください。(P8.2-19) 2) 雨水放流先は、環境影響評価書をご参照ください。(P8.2-3)
76	要求水準書(案)設計・建設業務編	18	第1章	第4節	1	2)	使用材料規格	海外調達材料の場合、その国の基準適合確認をし、かつ製造者がその基準値で設計する場合には国内の諸基準に適合しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
77	要求水準書(案)設計・建設業務編	20	第1章	第5節			試運転及び指導期間	試運転期間中は、羽島市一般廃棄物最終処分場での主灰及び飛灰処理物の受入は可能でしょうか。	事業者の責任において処分願います。
78	要求水準書(案)設計・建設業務編	20	第1章	第5節			試運転及び指導期間	試運転期間中は、事業者の責任において、主灰及び飛灰の資源化および処理方法に制限はない、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書(案)設計・建設業務編	27	第1章	第6節	2	3)	(4) 予備性能試験	予備性能試験時に性能が発揮されない箇所があった場合、その性能未達箇所が他の性能に影響のない場合には、対策実施後に当該箇所のみでの再試験を実施することとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書(案)設計・建設業務編	31	第1章	第8節	4		工事範囲外	電波障害対策工事の調査が事業者工事範囲にありますが、環境影響評価書では施設建設後に建設地南西90mの範囲で遮蔽障害が見込まれています。本内容は施設建設期間中でも発生する可能性は十分にありますが、調査頻度(事前調査を除く)、および対策工事時期の想定をご教示願います。	調査頻度は提案の範囲とします。また、対策工事は建設事業者と調整しながら施工中に実施する予定ですが、現時点で詳細は未定です。
81	要求水準書(案)設計・建設業務編	33	第1章	第9節	3	1)	(15) 長寿命化総合計画(施設保全計画)	実施設計図書での提出となっていますが、当資料の必要性上、同第9節5 完成図書での提出が相応しいかと考えますのでご検討願います。	完成版は完成図書での提出に変更しますが、1年目の機器補修計画などについては、実施設計終了後から竣工までの間で、組合の指示する時期の提出をお願いします。
82	要求水準書(案)設計・建設業務編	39	第1章	第12節	3	2)	(3) 現場管理	着工に先立つ近隣住民等との調整とは具体的にどのような内容を想定されてますでしょうか。事業者範囲となるのは工事内容等の説明等であり、近隣住民等からの要望が、要求水準書及び提案内容を逸脱する場合には、対応可否及び対応時の費用については別途協議頂けるものとの認識でよろしいでしょうか。	主に工事の進め方や方法などを想定していますが、要望に対する対応は、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
83	要求水準書(案)設計・建設業務編	39	第1章	第12節	3	2)	(3)	現場管理	「建設事業者は、着工に先立ち、近隣住民等との調整及び電波障害や近隣建築物等の状態等の事前調査等を十分に行い、」とあります。近隣建築物等の状態等の事前調査等は近隣建物等の家屋調査と推察されますが、調査範囲についてご教示ください。	電波障害に関する影響範囲は、環境影響評価書を参考にしてください。(P8.10-12) また、電波障害以外の工事に係る振動などについては、環境影響評価書を参考に必要に応じた対応となるため、現時点で詳細は未定です。
84	要求水準書(案)設計・建設業務編	39	第1章	第12節	3	2)	(4)	現場管理	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に土木・建築工事であり、土工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えます。また、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますので、そのような工事進捗に合わせた配置とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし途中で交代する場合は、組合の承諾後となります。
85	要求水準書(案)設計・建設業務編	39	第1章	第12節	3	2)	(4)(6)	現場管理	配置する現場代理人と監理技術者は兼務してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書(案)設計・建設業務編	39	第1章	第12節	3	2)	(6)	現場管理	監理技術者の配置について、構成企業の中から土工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの認識でよろしいでしょうか。	土工事とプラント工事で別々に配置することは問題ありませんが、専任届は建設工事契約終了までとしてください。
87	要求水準書(案)設計・建設業務編	40	第1章	第12節	3	4)		保険	「複合施設の施工に際しては、火災保険、建設工事保険等に加入すること。」とありますが、貴組合にて加入予定の保険がございましたら、ご教示ください。	施工中に組合が加入する保険は想定していません。
88	要求水準書(案)設計・建設業務編	40	第1章	第12節	3	4)		保険	「複合施設の施工に際しては、火災保険、建設工事保険等に加入すること。」とありますが、建設工事保険に関しては、組立保険の付保によって代えることができると理解して宜しいでしょうか。	提案の範囲とします。
89	要求水準書(案)設計・建設業務編	40	第1章	第12節	3	4)		保険	上記の質問に関連して、建設工事保険(組立保険)で火災損害が補償対象内となっている場合においては、別途火災保険に加入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
90	要求水準書(案)設計・建設業務編	40	第1章	第12節	3	5)	(2)	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	運営事業者は運営開始後が業務範囲となるため、建設期間中の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者は建設事業者から選任し、運営開始後に運営事業者より選任するように変更してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
91	要求水準書(案)設計・建設業務編	52	第2章	第2節	5	5)	(8)	ごみピット特記	「ごみピットの躯体は、ごみクレーン受梁以上の高さまでSRC造又はRC造とすること。」とありますが、ごみホップステージより上部の構造形式は、十分な剛性を確保した上で、軽量化を目的に鉄骨造とすることをお認めいただけますでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
92	要求水準書(案)設計・建設業務編	52	第2章	第2節	5	5)		ごみピット特記	2段ピット方式での提案もお認めいただけますでしょうか。	可とします。ただし、その時の容量は、プラントホーム側の容量算定は投入扉下面以下の容量とし、後段のピットの容量算定は仕切り壁上端までの容量とします。
93	要求水準書(案)設計・建設業務編	54	第2章	第2節	7	4)	(7)	ごみクレーン特記	バケットメンテナンス用のホイストについて、2台のごみクレーンのうち、1台にホイストを付属させる認識でよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問・意見内容	回答
94	要求水準書(案)設計・建設業務編	62	第2章	第3節	3-1	5)	(7)	焼却炉特記	ごみ供給火格子下の梁や構造物について、事業者の実績上ごみ汚水などによる腐食の懸念がない場合は、実績に基づく材質を採用してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
95	要求水準書(案)設計・建設業務編	62	第2章	第3節	3-2	3)		落じんホップシュート材質	厚さ12mm以上の記載がありますが、摩耗等を十分考慮の上、事業者の実績に基づく板厚を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
96	要求水準書(案)設計・建設業務編	97	第2章	第7節	2	1)		スートブロワ形式	スートブロワの形式は、圧力波式も事業者で選択可能との認識でよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
97	要求水準書(案)設計・建設業務編	97	第2章	第7節	2	1)		スートブロワ形式	「[電動型蒸気噴射式] (ダスト払落し方法として槌打式を計画してもよい)」とありますが、蒸気式、槌打式以外のダスト払落し方式を採用してもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
98	要求水準書(案)設計・建設業務編	105	第2章	第7節	11	5)	(2)	純水装置特記	「原水質については、計画時点で建設事業者が採取を行い、装置の計画を行うこと。」とありますが、143頁に記載の水質検査結果とは別に、事業者においてサンプリング、検査を実施し、その結果を提案書に反映させるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)設計・建設業務編	106	第2章	第8節	1			減温塔	事業者の設計に基づき減温塔設置は必要ないと判断した場合は設置しないご提案をさせて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
100	要求水準書(案)設計・建設業務編	113	第2章	第9節	2	2-1	4)(1)	温水設備供給熱量	「供給熱量 [600] MJ/h 程度」とありますが、各社条件を統一するため、発電量等の計算は、年間を通じて常に600MJ/hを供給するものとして計画させていただきたくお願い致します。	600MJ/h以上とし、地域貢献施設に対する提案の範囲とします。
101	要求水準書(案)設計・建設業務編	115	第2章	第10節	2			二次送風機	押込送風機により一次空気および二次空気を供給可能な場合、二次送風機の設置有無を事業者提案とすることは可能でしょうか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における要求水準書で示します。
102	要求水準書(案)設計・建設業務編	143	第2章	第14節	2			用水水質	「近隣における地下水の水質試験結果(深さ130m)を参考として次に示す。要求水準添付資料-5「井水 水質検査結果」を参照のこと。」とありますが、 1) 水質試験を実施された場所をご教示願います。 2) 本水質試験結果に基づき見積してよろしいでしょうか。 3) 受注後実施する水質試験結果が本水質試験結果と異なり、追加設備が必要となった場合、その対応費用についてはご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	採水場所は、組合敷地外のため公表できません。また、添付資料は参考データとし、必要な調査は事業者で実施して見積してください。そのため、3)については事業者責任となります。
103	要求水準書(案)設計・建設業務編	145	第2章	第14節	5	5)	(1)	機器冷却水冷却塔特記	機器冷却水冷却塔の冷却ファンは、複数台設置の記載がありますが、必要冷却能力を設計した結果、1台となっても問題ないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における要求水準書で示します。
104	要求水準書(案)設計・建設業務編	146	第2章	第14節	7			井戸設備	「本設備で使用する井水のための井戸及び井戸設備を設置すること。」とありますが、組合様において揚水試験を実施されましたら、試験報告書(一式)をご提示願います。	環境影響評価書における結果をご参考ください。(P8.2-13~14)
105	要求水準書(案)設計・建設業務編	153	第2章	第15節	4			屋根雨水	「初期降雨(10mm)相当分は処理を行うものとする。」とありますが、初期降雨の処理を行わない実績の方が多くをふまえ、処理なしとすることをご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
106	要求水準書(案)設計・建設業務編	154	第2章	第15節	5		雨水排水	事業者の設計に基づき屋根雨水の利用のみで十分な場合は設置しないことをご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。	
107	要求水準書(案)設計・建設業務編	164	第2章	第16節	7	7-1	2)	原動機数量	数量が1基と記載されているが、経済性、効率性等を総合的に検討した結果、2基以上が最適と判断した場合、2基以上でよいか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における要求水準書で示します。
108	要求水準書(案)設計・建設業務編	164	第2章	第16節	7	7-1	5)(7)	原動機特記	「都市ガス使用によるコージェネレーションシステムの活用については… 効率性を勘案のうえ提案することを可とする。」とありますが、検討のため都市ガスの取合い位置をご教示願います。	No66の回答をご参照ください。
109	要求水準書(案)設計・建設業務編	164	第2章	第16節	7	7-1	5)(7)	原動機特記	「都市ガス使用によるコージェネレーションシステムの活用については、送配電網との系統連系が可能であり、消防法等の関係法令及び基準に合致することを条件」について、コージェネレーションシステムの発電電力が、商用電力系統へ系統連系が可能であればよく、電力事業者の電力系統へ電力を供給する逆潮流の有無は問わないという認識でよいか。	提案の範囲とします。
110	要求水準書(案)設計・建設業務編	164	第2章	第16節	7	7-1	5)(7)	原動機特記	「都市ガス使用によるコージェネレーションシステムの活用については、送配電網との系統連系が可能であり、消防法等の関係法令及び基準に合致することを条件」との記載について、コージェネレーションシステムの本体(発電機)が、消防法等の関係法令及び基準に合致することを条件という認識でよいか。	提案の範囲とします。
111	要求水準書(案)設計・建設業務編	165	第2章	第16節	7	7-2	2)	発電機数量	数量が1基と記載されているが、経済性、効率性等を総合的に検討した結果、2基以上が最適と判断した場合、2基以上でよいか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における要求水準書で示します。
112	要求水準書(案)設計・建設業務編	167	第2章	第16節	9	7)	(2)	太陽光発電設備	「容量設定においては、複合施設と送配電網の系統連系に制限があることに配慮すること。」とありますが、現時点でわかっている系統連系に関する制限事項をご教示ください。	逆送電力は2,470kW以下かつバイオマス発電方式での契約となるため、太陽光発電での売電は不可となります。
113	要求水準書(案)設計・建設業務編	172	第2章	第16節	3	3)	(2)	ITV装置	管理棟見学者説明室に30インチモニターを設置とありますが、見学者用の大型プロジェクターを兼用で使用しカメラ映像を投影できる場合には設置しなくてもよろしいでしょうか。	提案の範囲とします。
114	要求水準書(案)設計・建設業務編	178	第2章	第18節	4	4)	(3)	洗車排水	「洗車排水は、必要に応じて油分、固形分を除去後、プラント系排水処理設備へ導水して処理する。」との記載がありますが、ごみピット排水と同様に炉内噴霧による蒸発酸化処理をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
115	要求水準書(案)設計・建設業務編	178	第2章	第18節	4	4)	(5)	洗車装置	「洗車水は上水及び再利用水を加圧し、圧力噴射によって洗浄する。」とありますが、洗車水は上水または再利用水を加圧し、と読み替えてよろしいでしょうか。また、上水に代わり井水を利用することは問題ないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、入札公告における要求水準書で示します。
116	要求水準書(案)設計・建設業務編	178	第2章	第18節	4	4)	(6)	洗車装置	「退出路の適切な位置に設け、飛散防止等に配慮する。」との記載がありますが、プラットホーム内の一面等、工場棟の一部を洗車場として利用してもよろしいでしょうか。	プラットホーム内などの工場棟内は不可とし、建屋外に設置してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
117	要求水準書(案)設計・建設業務編	185	第3章	第1節	1	3)	(4)	仮設事務所	(4) 仮設事務所について、仮設事務所より出される生活排水は下水放流可能との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
118	要求水準書(案)設計・建設業務編	186	第3章	第1節	1	5)	(5)	災害対策	液状化が発生した場合の対策を記載されていますが、添付資料にある地質調査等データ以外の資料（液状化検討資料・圧密沈下検討資料など）がありましたらご提示願います。	入札公告において地質調査報告書を公表する予定です。なお、同調査報告書には、ご質問の資料が含まれますのでご参考ください。
119	要求水準書(案)設計・建設業務編	186	第3章	第1節	1	6)		測量及び地質調査	「要求水準書添付資料-2「地質調査等データ」及び要求水準書添付資料-6「現況図及び造成計画図」によること。」とありますが、地質調査報告書（一式）をご提示願います。	No118の回答をご参照ください。
120	要求水準書(案)設計・建設業務編	187	第3章	第1節	1	9)	(2)	作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとすること」とありますが、朝礼・後片付け等は、この作業時間に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書(案)設計・建設業務編	188	第3章	第1節	2	1)	(7)	施設配置計画一般事項	「組合が提示する配置図の例を基本とすること。（要求水準書添付資料-3 敷地内配置計画図(案)参照）」とありますが、より良い提案ができる場合、敷地内配置計画の変更について、ご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のうち、環境影響評価書に関連する煙突位置、車両搬入出口、建屋（工場棟・管理棟）と多目的広場を入れ替える等、大幅な変更は不可としますが、計量棟や駐車場等の配置については、提案の範囲とします。
122	要求水準書(案)設計・建設業務編	190	第3章	第2節	1	2)	(1) ① (ウ)	斜路	「プラットフォーム臭気の風の巻き込みによる漏れを防止するため、入口付近（曲がり部）には被覆を設けること。」とありますが、ランプウェイの入口付近（曲がり部）に屋根及び壁を設けることでよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
123	要求水準書(案)設計・建設業務編	194	第3章	第2節	1	3)	(1)	組合職員用エリア	表中に「見学者が通行する箇所は有効2.5m以上とすること。」とありますが、有効幅員については事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
124	要求水準書(案)設計・建設業務編	197	第3章	第2節	1	3)	(2)	見学者用エリア	表中に「通路幅は有効2.5m以上とすること。」とありますが、有効幅員については事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
125	要求水準書(案)設計・建設業務編	208	第3章	第3節	1	1)	(3)	造成工事計画地盤高	次期ごみ処理施設整備基本計画改定版（令和2年3月）にて、盛土高さは圧密沈下対策が不要となる可能性があるGL=6.7m～7.5mで検討されております。本項で記載の計画地盤高さ【EL+7.5m】はご指定の条件と理解してよろしいでしょうか。周辺構造物等への影響もご検討の上、盛土高さ条件はご指定いただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。
126	要求水準書(案)設計・建設業務編	208	第3章	第3節	1	1)	(5) ①	造成工事その他	「必要に応じて、仮設沈砂池、雨水調整池等を設けること。」とありますが、関係官庁との協議内容を設計条件としてご提示願います。	仮設沈砂池は環境影響評価書で「浮遊物質量」の対策として記載されています。また、雨水調整池は、建設用地の南にある調整池で事業者が不足すると判断した場合に設置されるものとしています。
127	要求水準書(案)設計・建設業務編	208	第3章	第3節	1	1)	(5) ②	造成工事その他	「造成については、組合において一部造成を計画している。」とありますが、工事スケジュールをご教示いただけますでしょうか。	組合で施工する造成工事は、令和5年8月から令和6年3月の工期を予定しています。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答	
128	要求水準書(案)設計・建設業務編	208	第3章	第3節	1	1)	(5)②	造成工事 その他	「造成については、組合において一部造成を計画している。」とありますが、造成工事の工事期間をご教示願います。	No127の回答をご参照ください。
129	要求水準書(案)設計・建設業務編	208	第3章	第3節	1	1)	(5)②	造成工事 その他	「要求水準書添付資料-6「現状図及び造成計画図」を参照し」とありますが、組合様にて実施される造成工事の設計図及び計算書をご提示願います。	令和5年度入札案件のため設計図及び計算書の提示はできません。入札公告時に提示予定の計画平面図と実施方針の添付資料である造成計画図に基づいて積算してください。なお、入札公告時に提示する計画平面図には、参考として計画土量を記載する予定です。
130	要求水準書(案)設計・建設業務編	211	第3章	第3節	3	7)		多目的広場工事	多目的広場の照明は、要求水準書(案)設計・建設業務編216頁に記載のとおり「多目的広場を含む敷地内全域の防犯用として外灯を設置する」ものであり、ナイター用の照明設備は必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	設置することとするため、要求水準書に追加します。入札公告における要求水準書をご参照ください。
131	要求水準書(案)設計・建設業務編	211	第3章	第3節	3	7)	(2)①	舗装	多目的広場についてクレイ舗装とご指定ですが、近年は維持管理性や施設利便性の観点から、他の方法もごございますので、事業者提案とさせていただきます。	提案の範囲とします。ただし、小学生用サッカーフィールドは、利用例の代表的な一例であり、多目的に利用できることを目的としているため、サッカー以外での利用を制限しない範囲であれば提案可とします。また、過度な維持管理費及び更新費を要するものでないこととします。
132	要求水準書(案)設計・建設業務編	213	第3章	第4節	3	1)		給水設備工事	「地域貢献施設利用者（浴場）」および「地域貢献施設利用者（浴場以外）」設計を行うため、想定されている設備や利用人数（常時、最大時）などのご要求事項がありましたらご教示願います。	要求水準書(案)に規定する事項よりも細かい想定はありませんが、最大時を想定したものとなっています。なお、常時については、ご意見として承り、入札公告における入札説明書で示します。
133	要求水準書(案)設計・建設業務編	213	第3章	第4節	3	1)		給水設備工事	「給水量は次の条件から計算すること。…見学者〔120〕人」とあります。P.197「(2)見学者用エリア（見学者施設）は、次の居室等を計画すること。」の表においては、見学者説明室：人数/140人と記載があります。見学者説明室の人数/140人とは、見学対象人数/120人＋施設関係者人数/20人と考えてよろしいでしょうか。	140人とは災害時の避難者数を想定してください。
134	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	7	第1章	第3節	9			組合の検査等	「運営事業者は、組合が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。」とありますが、想定される頻度、内容等についてご教示ください。	モニタリングでの各種検査等を想定しています。
135	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節				受付・計量業務	事業者にて一旦預かり組合様へ納入する各種料金の管理方法検討のため、現在想定されている1日毎の金額や年間総額、納入すべき頻度をご教示願います。	現段階では月1回の入金を想定していますが、未定のため今後組合で検討します。金額については、月毎の金額及び年間総額を入札公告時に公表する予定です。
136	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	4	1)		事業系の直接搬入者からのごみ処理手数料の徴収	計量棟で事業系直接搬入者に渡す、手数料徴収市町が定める納付書につきましては、組合様にて調整頂き統一したものとしたいとさせていただきます。	ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
137	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	4	1)	事業系の直接搬入者からのごみ処理手数料の徴収	「岐阜市を除く羽島市、岐南町、笠松町（以下「手数料徴収市町」という。）の事業系の直接搬入者から、手数料徴収市町が定める金額を手数料徴収市町が定める納付書発行による方法で徴収すること。」とありますが、事業系の直接搬入者から直接の現金払いはないとの認識でよろしいでしょうか。もし現金払いがある場合、「手数料徴収市町の指定金融機関へと引き渡すこと。」とありますが、業務効率の観点からなるべく指定金融機関を統一して頂く、もしくは組合様にて定める指定金融機関への引渡しに変更する事をご検討いただけないでしょうか。	現金の取扱いは想定していませんが、振込方法については、ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。
138	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	4	1)	事業系の直接搬入者からのごみ処理手数料の徴収	「徴収した料金は手数料徴収市町が定める方法によって手数料徴収市町の指定金融機関へ引き渡すこと。」とありますが、徴収する料金は事業系の搬入者から直接、各手数料徴収市町様の指定金融機関の口座へ振込ませるのではなく、まず事業者の口座へ振り込ませ、その後事業者が手数料徴収市町様の指定金融機関へ振り込む手順を考えられているとの認識でよろしいでしょうか。その場合、同項3)のような未納者が出るケースが想定されますが、回収不能時の債務リスクを一時的にせよ事業者側で負う事については違和感がありますので、事業系の搬入者から直接、各手数料徴収市町様の指定金融機関の口座へ振込ませる方法への変更についてご検討願います。	振込方法については、ご意見として承ります。なお、入札公告における入札説明書で示します。
139	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	16	第3章	第2節	6	2)	関連施設	「関連施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。」とありますが、多目的広場についても同様の受付時間でしょうか。その場合、屋外照明が必要かと思慮いたしますが、整備の可否についていかががお考えでしょうか。	No130の回答をご参照ください。
140	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	17	第3章	第3節	5)		搬入管理	「処理不適物の場外への搬出、処理・処分、それに伴う費用は組合が負担するものとする。」とありますが、処理不適物の積込みについても組合様が負担するもので、運営事業者は立会のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	18	第3章	第6節	2	2)	物品販売	「タオル及び清涼飲料水以外の物品や飲食物の販売は原則として禁止する」とありますが、事業提案書にて利用者の利便性を勘案した販売品の追加を提案することは可能でしょうか。また、同6節8共通事項に記載のアンケートにて、利用者から販売内容の追加を要望される可能性もあるかと思いますが、その際は販売品の追加について協議頂く事は可能でしょうか。	販売品については要求水準書(案)のとおりを基本としますが、提案いただいた場合、採用の可否については協議します。ただし、採用しなかった場合（事業者側の収益にならなかった場合）において委託費は変更しません。なお、アンケートにおいて要望が出されてきた場合など、利用者の利便性の向上のための対応については、運営中に運営事業者との協議事項となります。
142	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	18	第3章	第6節	2		物品販売	タオル及び清涼飲料水の販売が事業者の負担及び収入となっておりますが、損益の計算が困難です。運営事業者の安定的な施設運営を考慮し、物品販売については組合様の業務範囲としていただけますようお願い致します。	No141の回答をご参照ください。
143	要求水準書(案)運営・維持管理業務編	19	第3章	第6節	6	2)	多目的広場	多目的広場は予約制による無償貸出との認識でよろしいでしょうか。有償の場合、料金徴収の所掌と収入の帰属先を提示願います。	予約制による有償での貸出しを想定しています。料金設定は検討中ですが、帰属先は組合とします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問・意見内容	回答
144	要求水準書(案) 運営・維持管理 業務編	19	第3章	第6節	8	3)	共通事項	「利用者ニーズの把握を目的に、定期的にアンケートを実施すること。また、アンケートから得られた結果により、業務内容に反映すること。」とありますが、設備の大幅な変更や増強が必要となる場合は、当該費用負担についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。ただし、アンケート集計時において貴組合要求水準を満たしていることが前提となります。	ご理解のとおりです。なお、採用の可否については協議し決定します。
145	要求水準書(案) 運営・維持管理 業務編	20	第3章	第9節	2	5)	残さ運搬業務	「運営事業者は、残さ運搬事業者を通じて残さ運搬業務のデータを整理し、日報・月報・年報として取りまとめ組合に提出すること。」とありますが、運営事業者は残さ運搬事業者が搬入した先の重量を報告させ、このデータを整理しご報告するとの認識でよろしいでしょうか。	基本的には本件施設の計量機での計量データを基本としますが、詳細については入札説明書において示します。
146	要求水準書(案) 運営・維持管理 業務編	21	第3章	第9節	3	5)	残さ資源化等業務	運営事業者は、残さ資源化等事業者を通じて残さ資源化等業務のデータを整理し日報・月報・年報として取りまとめ組合に提出すること。」とありますが、残さ資源化等事業者は他施設からも広く搬入が見込まれることから、本件施設のみデータとりまとめは困難と考えられますので、対応についてご教示ください。	No145の回答をご参照ください。
147	要求水準書(案) 運営・維持管理 業務編	21	第3章	第9節	4	4)	焼却残さ等の処理・ 処分 特記	羽島市一般廃棄物最終処分場に埋立処分する焼却残さ【年間960t(月80t)】の、主灰・飛灰処理物の比率は事業者提案によるものとして問題ないでしょうか。	羽島市一般廃棄物最終処分場への搬入については、事業者提案による残さ総量において、焼却施設からの主灰と飛灰処理物の発生割合に準ずるものとします。
148	要求水準書(案) 運営・維持管理 業務編	22	第3章	第10節	2		電力供給	「逆送電力は2,470kW以下とすること。」とありますが、系統連系の制約上、タービン発電機の定格出力をそれ以下にする必要がありますでしょうか。	逆送電力は2,470kW以下としたうえで、定格出力を提案してください。
149	要求水準書(案) 運営・維持管理 業務編	37	第7章	第4節			見学者対応	一般見学者の来場は、予約制又は予約を必要としない自由見学のどちらでしょうか。	団体の場合は、原則、事前予約制を想定していますが、個人の場合は、予約を必要としない自由見学を想定しているため、問い合わせや説明を求められた場合には、運営事業者において対応するものとします。この場合における団体は、法人又は10名以上を想定しています。